

戸畑まちむすび地域共創事業の補助金の交付対象経費

戸畑まちむすび地域共創事業の補助金の交付対象経費は、補助対象活動の実施に直接要した経費とし、下記のとおりとする。

項目	内容
賃金	雇用したアルバイト等の賃金（団体の構成員以外）
報償費	講師や通訳などの外部の専門家に対する謝礼等
旅費・交通費	出張旅費や交通費等
委託費	ホームページの作成や会場テントの設営等、事業の一部を他に委託するための費用
備品費	単価2万円未満の備品の購入費
消耗品・材料費	事務消耗品、材料、書籍等の購入費等
印刷製本費	ポスター、パンフレット等のコピー、印刷代等
使用料	会場借上料、車両・機器等の賃借料等
役務費	郵便代、宅配便代、保険料、クリーニング代、振込手数料等

以下の経費については、戸畑まちむすび地域共創事業の補助金の交付対象経費としない。

- (1) 団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費
- (2) 事務所賃貸料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費等団体の経常的な活動に係る経費
- (3) 事業の企画、運営などの活動の中心部分の委託に係る経費
- (4) 飲食費
- (5) 机・椅子・事務機器等、事務所用備品の購入経費
- (6) 購入価格が2万円以上の備品の購入経費
- (7) 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- (8) その他市長が適当でないと認める経費